

## 太子町日中一時支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太子町地域生活支援事業実施要綱（平成19年太子町要綱第4号。以下「要綱」という。）第2条第6号に規定する日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、本町に居住し、かつ、日中において一時的に見守り等の支援が必要と認める次の各号のいずれかに該当する障がい者等とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳を有する者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳を有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者
- (4) 前3号に掲げる障がい者等と同等の障がいを有する者で、太子町長（以下「町長」という。）が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業を利用できない。

(1) 入院加療を要する者

(2) 感染症（経口感染及び空気感染のおそれのないものを除く。）にか  
かっている者

(3) その他町長が適当でないと認める者

（事業内容）

第3条 事業の内容は、日中において障がい者等に活動の場を提供し、社  
会に適應するための日常的な訓練を行うことその他町長が必要と認め  
る事業とする。

（実施方法）

第4条 事業は、要綱第3条の規定に基づき、事業の運営を適正に行うこ  
とができると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）が  
実施し、町長が事業に要する費用（以下「事業費」という。）の全部又  
は一部（以下「給付費」という。）を給付する方法により実施する。

（支給申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生  
活支援事業支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に申請  
者の属する世帯の前年分（1月から6月までの申請にあつては、前々年  
分）の住民税の課税状況を証する書面を添えて、町長に提出しなければ  
ならない。

（聴き取りの実施）

第6条 町長は、申請者に対し事業の支給決定を行うため、必要に応じて  
聴き取りを実施するものとする。

（支給決定等）

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、速やかに支給の可否を決定し、申請者に対し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）又は地域生活支援事業不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（受給者証の交付）

第8条 町長は、事業の支給決定を行ったときは、地域生活支援事業に係る受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（利用方法）

第9条 第7条の規定により支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、受給者証を事業者に提示し、事業者と利用契約を締結して事業を利用するものとする。

（受給者証の再交付）

第10条 受給者証の再交付申請は、地域生活支援事業に係る受給者証再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。

（支給の取消し）

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 障がい者等が支援を受ける必要がなくなったとき。
- (2) 障がい者等が本町以外の市町村に居住地を有するに至ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が利用の状況が不相当と認めるとき。

(事業費及び利用者負担額)

第 12 条 事業費は、厚生労働省が定める短期入所の報酬基準単価（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）に次に定める利用時間区分率及び地域区分率を乗じて得た金額とする。

利用時間区分率

時間区分	4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満	8 時間以上
算定割合	0.25	0.50	0.75

地域区分率（事業所の所在地の地域区分による。）

特別区	特甲地 1	特甲地 2	特甲地 3	甲地	乙地	丙地
1.108	1.090	1.072	1.060	1.036	1.018	1.000

2 利用者は、前項に規定する事業費の 1 割を事業者に対して利用者負担額として支払うものとする。ただし、負担上限月額は、次に定めるとおりとする。

区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
負担上限月額	0 円	0 円	900 円

3 利用者が事業者から事業の提供を受けたときは、町長は、給付費として利用者に給付すべき額の限度において、利用者に代わり、事業者を支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し、給付費の支給があったものとみなす。

(給付費の請求)

第 13 条 事業者は、事業に要した給付費について、事業を提供した月の翌

月の 10 日までに地域生活支援事業請求書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求内容を審査し、適正な事業の実施であると認めるときは、請求月の翌月の末日（休日の場合はその前日）までに事業者に給付費を支払うものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 （平成 19 年要綱第 3 号）

この要綱は、平成 19 年 1 月 16 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 22 年要綱第 20 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年要綱第 8 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。